

雇用者障害者

# 納付金43億円赤字

## 就労A型の扱いが論点

厚生労働省は1月22日、障害者の法定雇用率未達成企業が納める納付金について、2021年度は約43億円、22年度は約24億円の赤字になるとの推計を同日の労働政策審議会障害者雇用分科会（座長＝阿部正浩・中央大教授）で明らかにした。

法定雇用率の未達成企業が減っているため、納付金の総額は近年、減少か横ばいが続く。一方、法定雇用率を達成した企業に支払う調整金などが膨らみ、支出をどう減らすかが課題となっている。

現行のこの取り扱いをどうするかが見直しの論点になる。厚生労働省は同分科会を所管する職業安定局、A型事業をはじめ福祉サービスを所管する障害保健福祉部が合同で議論する検討会を別途設けていて、今年6月までに一定の結論を出す。

納付金制度は障害者雇用促進法に基づくもの。所定の人数の障害者を雇用していない未達成企業は、不足した人数につき1人当たり月額5万円を納めることになっている。

一方、達成した企業には、障害者雇用に伴う経済的負担を調整する観点から、調整金として超過1人当たり月額2万7000円が支払われる。（福田敏克）